

ケーブルプラスSTB-2 サービス利用規約

株式会社 長崎ケーブルメディア

第1条（約款及び規約の適用）

株式会社長崎ケーブルメディア（以下「当社」といいます。）は、当社の放送サービス及び、インターネットサービス若しくはながさきスマートネットの加入者、又はncmスマートBOXサービスの加入者を対象に提供する、ケーブルプラス STB-2 を利用したサービス（附帯するサービスを含みます。以下「本サービス」といいます。）に関して、当社所定の申込手続を完了し利用する者（以下「利用者」といいます。）に対し、以下のとおりケーブルプラス STB-2 サービス利用規約（以下「本規約」といいます。）を定めるものとします。

2 本規約本文に加えて、本サービスに関連する規約及び規定、その他当社よりの通知、ご案内、利用条件等の告知等も、名目の如何にかかわらず、本規約の一部を構成するものとします。（以下、本規約本文以外のものを総称して「諸規約」といいます。）

3 利用者は、本サービスを利用する場合には、本規約及び諸規約が適用されることを確認するものとします。

4 利用者は、本規約の定めと諸規約の定めと齟齬が生じた場合、本規約に定める内容が優先して適用されることを確認するものとします。また、本規約に定めがなく、諸規約に定めのある事項に関しては、諸規約の定める関連条項を適用するものとします。

5 利用者は、本規約及び諸規約のほか、定めのない事項については、長崎ケーブルメディア 総合契約約款、放送サービス利用規約、インターネットサービス利用規約、ながさきスマートネットサービス約款、ncm スマートBOX サービス利用規約（以下「約款等」といいます。）が適用されることを確認するものとします。

6 当社は、本規約を変更することがあります。なお、この場合には、変更後の新規約を適用するものとします。

第2条（用語の定義）

本規約において使用する用語は、放送法及び電気通信事業法など関連法令において使用する用語例及び長崎ケーブルメディア 総合契約約款第2条（用語の定義）の記載によるほか、次の意味で使用します。

用語	用語の意味
ケーブルプラス STB-2	当社が提供するサービスを視聴するために必要なデジタル方式による受信機器と、端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備の両方の機能を有する機器、及びその他付属品（IC カードを除きます。）

第3条（サービスの内容等）

本サービスは、当社の有線放送設備及び電気通信設備を用いて、ケーブルプラスSTB-2 を利用者に貸与するサービスです。

2 本サービスは、当社の放送サービス（「4Kミニプラン」、「4Kスタンダードプラン」、「4Kマックスプラン」、「ミニプラン」、「スタンダードプラン」、「マックスプラン」のいずれかの契約とします。以下同じ。）及び、インターネットサービス若しくはながさきスマートネット、又はncmスマートBOXサービスのいずれかに附帯するサービスとして提供します。

3 本サービスは、ケーブルプラスSTB-2 と当社のインターネットサービス回線を接続する必要があります。

4 本サービスは、次の各号に規定するセキュリティソフトウェア、アプリケーション及びデジタルコンテンツ等（提携事業者が提供するものをいいます。以下「ソフトウェア等」といいます。）を利用することができます。なお、状況により、ソフトウェア等の内容を変更又は終了する場合があります。

(1) ウイルスバスター for au
トレンドマイクロ株式会社が提供するセキュリティソフトウェアで、本サービスの利用を開始するにあたり、当該ソフトウェアも自動的に利用開始されることを利用者は予め承諾するものとします。

(2) その他各提携事業者が提供するソフトウェア等
ソフトウェア等の利用に際しては、各提携事業者が別に定める規約等が適用されます。

5 当社は、状況により、本サービスの内容を変更する場合があります。

6 利用者は、前項に規定するソフトウェア等の申込を行った場合は、理由の如何を問わず当該申込を撤回し、又は取消すことはできないものとします。

第4条（利用申込）

本サービスの利用を希望する者（以下「申込者」といいます。）は、本規約に同意の上、当社所定の手続に従って利用申込を行うものとします。

2 当社は、申込者が当社の放送サービス及び、インターネットサービス若しくはながさきスマートネットいずれか一方の加入者、又はncmスマートBOXサービスの加入者であること、かつ、本サービスとその他当社が提供するサービスの料金を同一の登録口座又はクレジットカードによりお支払いいただくことを条件として、本サービスの利用申込を承認します。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、申込者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、その利用申込を承認しないことがあります。また、当社は承認後においても次の各号のいずれかに該当する事実が判明した場合には、違約の責を負うことなく、その承認を取消することができるものとします。

- (1) 申込内容に虚偽、誤記又は記入漏れがあった場合
- (2) 申込者が、第2項に規定する利用申込の条件を満たさない場合
- (3) 申込者が、当社が提供するサービスの料金の支払を怠っている場合、又は怠るおそれがあると当社が判断した場合
- (4) 当社が、申込者を利用者とするのが技術上著しく困難である、又は業務の遂行上著しい支障があると判断した場合
- (5) KDDI株式会社が定める「au ID利用規約」に同意いただけない場合
- (6) 各提携事業者が定める規約等に同意いただけない場合
- (7) その他、当社が申込者を利用者とするを不適当と判断した場合

4 一部のサービスについては、二十歳未満の利用者及び学生の利用者は利用できないことがあります。

第5条（料金の支払等）

利用者は、当社が別表1に規定する本サービスの利用料金、放送サービス料金表又はncmスマートBOXサービス料金表に規定する手続に関する料金及び工事に関する費用を当社に支払うものとします。

2 利用者は、当社が本サービスの提供を開始した日の属する月の翌月から起算して、本サービスの解約があった日の属する月までの期間（提供を開始した日の属する月と解約又は廃止があった日の属する月が同一の月である場合は1ヶ月間とします。）については、本サービスの利用料金を当社に支払うものとします。なお、本サービスが月の途中で解約された場合、理由の如何を問わず当該月に係る利用料金は減額されないものとします。

3 ソフトウェア等に関する利用料等の支払は、各提携事業者の定めるところによります。

第6条（故障等）

利用者はケーブルプラスSTB-2に故障、破損又は紛失が生じた場合、速やかにその旨を当社に通知するものとします。

2 利用者は、ケーブルプラスSTB-2の故障又は破損による交換について、録画された番組データ又は個人情報が消去される場合があることを予め承諾するものとします。

3 利用者は、当社の責によらないケーブルプラスSTB-2の故障、破損又は紛失について、当社が別表2に規定する損害金を当社に支払うものとします。

4 ケーブルプラスSTB-2のリモートコントローラ（以下「リモコン」とします。）は、保証期間を12ヶ月間とします。ただし、利用者の故意又は過失によってリモコンが不能となった場合は有償となり、当該料金は当社が別表3に規定するところによります。また、12ヶ月間を越えて使用したリモコンの交換についても同様とします。

第7条（サービスの解約）

利用者は、本サービスを解約しようとするときは、当社所定の方法にてその旨を通知するものとします。

2 利用者は、本サービスの解約によるケーブルプラスSTB-2の交換又は撤去について、録画された番組データ及び個人情報が消去されることを予め承諾するものとします。

3 利用者は、本サービスの解約にあたり、ケーブルプラスSTB-2の交換又は撤去に関する費用を負担するものとします。

4 利用者は、本サービスの解約にあたり、提供されたソフトウェア等を解約する場合は、各提供事業者へ解約手続を行うものとします。

第8条（サービスの終了等）

当社は、利用者が本規約第4条（利用申込）第2項に規定する利用申込の条件を満たさなくなった場合は、本サービスを終了します。

2 当社は、事前に通知をした上で、本サービスの全部又は一部の提供を中止することができるものとします。

3 当社は、前2項による本サービスの終了又は中止について、利用者又は第三者に対していかなる責任も負わないものとします。

第9条（責任の制限）

当社は、本サービスにおいて、当社の責に帰すべき事由によりその提供をしなかったときは、約款等の規定により、その利用者の損害を賠償します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、本サービスの利用に関して、利用者と第三者との間に生じた損害（提携事業者が提供するソフトウェア等により生じた損害を含みます。）及び本サービスを利用できなかったことにより発生した利用者と第三者との間に生じた損害に対し、いかなる責任も負わないものとします。

第10条（免責）

当社は、次の各号のほか、利用者の故意又は過失により生じた損害に対して、いかなる責任も負わないものとします。

- (1) ケーブルプラスSTB-2又はソフトウェア等の利用により損害が生じた場合
 - (2) ケーブルプラスSTB-2の故障、不具合、誤操作、その他の理由により、放送番組が正常に録画できなかった場合
 - (3) ケーブルプラスSTB-2の故障、破損、紛失、解約、その他の理由により、録画された番組データ又は個人情報情報が損失した場合
 - (4) ソフトウェア等の消失、破損等が生じた場合
 - (5) ソフトウェア等の不具合が発生した場合、又は当該ソフトウェア等の動作不良等により損害が生じた場合
 - (6) 情報等の破損若しくは滅失等による損害又は知り得た情報等に起因する損害が生じた場合
 - (7) 利用者が本規約若しくは諸規約又は約款等の規定に違反することにより損害が生じた場合
 - (8) 当社が本サービスの維持、保守のために行った制御等に起因する損害が生じた場合
 - (9) その他、当社の責に帰することのできない事由
- 2 当社は、ソフトウェア等のいかなる動作保証もいたしません。

第11条（禁止事項）

利用者は、故意又は過失を問わず、本サービスを利用して、次の各号に規定する事項を行ってはならないものとします。

- (1) 当社設備及びケーブルプラスSTB-2に蓄積された情報を不正に書き換え、又は消去する行為
- (2) 他人を欺き錯誤等に陥れ、他人のID、パスワード又はその他の情報等を取得する行為又は取得するおそれのある行為
- (3) 公序良俗に違反し、又は他者の権利を侵害すると当社が判断した行為
- (4) 法令に違反する行為
- (5) 本規約若しくは諸規約又は約款等に反する行為
- (6) その他、当社が不適切・不相当と判断した行為

第12条（au IDの提供）

本サービスの利用には、KDDI株式会社が提供する「au ID」、及び利用申込時に設定した暗証番号が必要となります。

2 利用者は、KDDI株式会社が別に定める「au ID利用規約」に同意するものとします。

3 KDDI株式会社は、ケーブルプラスSTB-2 1台につき「au ID」1個を提供します。

4 利用者は、ケーブルプラスSTB-2上で利用されたソフトウェア等に対する課金及び問合せ等の対応のために、前項で提供された「au ID」が設定されているケーブルプラスSTB-2の機器情報を、当社がKDDI株式会社へ提供することについて承諾していただきます。

第13条（機器等に係わる利用者の義務）

利用者は、当社、他の事業者又はメーカーが必要に応じて行う場合がある機器等の交換又はバージョンアップ作業の実施に同意し、協力するものとします。

第14条（知的財産権及び成果物の帰属）

利用者がアンケート等で当社に回答いただいた内容等についての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含みます。）その他の知的財産権は、全て当社に帰属するものとし、利用者は、自己が回答した内容等につき著作人格権を行使しないものとします。

第15条（個人情報の取扱い）

当社は、本サービス提供のために取得した個人情報を、当社が別途定める「個人情報保護に対する基本方針」及び「個人情報の保護に関する宣言」並びに長崎ケーブルメディア 総合契約約款第45条（個人情報の取扱い）に基づいて適正に取扱います。

2 当社は、利用者がダウンロードしたソフトウェア等の情報を管理するため、又はそのサポートを目的としたサービスの維持・向上のために個人情報を利用できるものとします。

3 ケーブルプラスSTB-2の使用状況は、設備の保守、サービスの維持・向上を目的とし、個人が識別、特定できないように加工した統計資料とした上で、当社がKDDI株式会社へ提供することについて承諾していただきます。

附 則

(実施期日)

本規約は、2019年7月25日より実施します。

本規約は、2019年10月1日より改訂の上、実施します。

本規約は、2020年5月1日より改訂の上、実施します。

本規約は、2020年12月1日より改訂の上、実施します。

本規約は、2022年4月1日より改訂の上、実施します。

別表1 利用料金

項 目	月額利用料金
ケーブルプラス STB-2	1,000 円 (税込 1,100 円) / 台※

※放送サービスの旧サービスプラン（新規受付終了）の「ミニプラン」、「スタンダードプラン」、「マックスプラン」で契約されている場合は、月額利用料金が 1,300 円 (税込 1,430 円) / 台となります。

別表2 損害金（不課税）

機器等	料 金
ケーブルプラス STB-2（機器本体）	50,000 円 / 台
ケーブルプラス STB-2 電源アダプタ（電源コード付属）	5,000 円 / 台

別表3 リモートコントローラ／取扱説明書

項 目	料 金
ケーブルプラス STB-2 リモートコントローラ	3,500 円 (税込 3,850 円) / 台 (1年間保証)
ケーブルプラス STB-2 取扱説明書（紙面）	500 円 (税込 550 円) / 冊

※表記税込金額は消費税 10%込みの金額です。消費税率の改正があった場合は改正後の税率によります。
また、前納されている場合には消費税額の差額をご請求することがあります。